

東浦町防犯カメラの設置及び運用管理に関する要綱

東浦町防犯カメラシステムの設置及び運用管理に関する要綱の全部を次のように改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、東浦町安全なまちづくり条例（平成20年東浦町条例第31号）第4条第1項第3号の規定に基づき、東浦町（以下「町」という。）が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより防犯カメラの適正な管理及び運用を行い、プライバシーの保護に配慮しつつ、犯罪等の未然防止並びに発生時の迅速な対応に資するとともに町民等への安全かつ安心な生活環境を確保し、及び被撮影者の個人情報保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪若しくは事故の防止又は施設の管理を目的として町が設置する不特定多数の者を継続的に撮影する装置で、録画機能を有するものをいう。
- (2) 防犯カメラの運用 防犯カメラにより撮影若しくは監視を行い、又は画像の記録、保管、再生、複製、印刷、目的外利用、外部提供若しくは消去（記録媒体の廃棄を含む。）を行うことをいう。
- (3) 画像 防犯カメラにより撮影されたものをいう。
- (4) 画像個人情報 画像、画像を複製したもの又は印刷したもののその他の画像に係る情報で個人情報が含まれるものをいう。
- (5) 記録媒体 画像を記録した媒体をいう。
- (6) 町民等 町内に在住し、在勤し、在学し、若しくは滞在し、又は町内を通過する者をいう。

(法令の遵守)

第3条 画像個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東浦町情報公開条例（平成20年東浦町条例第39号）を遵守しなければならない。

(管理体制)

第4条 防犯カメラを設置する施設を管理する課等に、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設を管理する課等の長とする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの運用が適正に行われるよう、防犯カメラに関する業務を管理するものとする。
- 4 管理責任者は、防犯カメラに関する業務を行うため、取扱責任者を指定するものとする。
- 5 取扱責任者は、管理責任者を補佐し、管理責任者の指示により防犯カメラの運用に関する業務を行うものとする。

(防犯カメラの設置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置目的を達成するために必要な最小限の設置台数とすること。
 - (2) 防犯カメラの設置目的を達成するために最も適切な場所に設置し、及び撮影範囲となるよう調整し、住宅等の私的な空間を撮影しないこと。
 - (3) 稼働時間を24時間とし、画像を表示する装置による監視は行わないこと。ただし、施設の管理を目的として設置する防犯カメラについては、この限りではない。
 - (4) 防犯カメラの設置場所付近、設置する施設の出入口等の見やすい場所に、町が防犯カメラを設置していることを掲示すること。
- 2 画像を表示及び録画する装置は、施錠することができ、かつ、容易に移動することができない構造物の中に収納し、鍵は管理責任者又は取扱責任者が保管するものとする。ただし、これらの措置が困難な場合においては、管理責任者の許可を得た者以外の立入りを禁止する等の容易にこれらの装置に接触できないような措置を講ずることに代えることができる。
- 3 防犯カメラの設置場所及び台数は、町のホームページに公表するものとする。
- 4 管理責任者は、防犯カメラを設置しようとするとき（防犯カメラの設置場所又は撮影範囲を変更するときを含む。）は、個人情報保護に関する事務を所掌する課と協議するものとする。
- 5 管理責任者は、防犯カメラを設置（設置台数の変更を含む。）し、及び廃止するときは、防犯カメラ設置（変更・廃止）届（様式第1）を防犯に関する事務を所掌する課の長に提出しなければならない。

(画像及び記録媒体の管理)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの画像及び記録媒体の管理に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像のデータは、いかなる場合においても加工しないこと。
- (2) 画像を録画する装置の画像のデータの保存期間は、撮影時から14日程度とし、防犯カメラの設置目的を達成する範囲内で必要最小限の期間とすること。
- (3) 前号の保存期間を経過した画像のデータは、画像のデータの上書き若しくは消去又は記録媒体の破棄等の処理を行うこと。

(画像個人情報の利用及び提供の制限)

第7条 画像個人情報を、目的の範囲を超えて利用し、及び提供してはならない。ただし、法第69条第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 画像個人情報の提供を行う場合、管理責任者は、提供依頼者から身分証明書の提示を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討しなければならない。
- 3 画像個人情報の提供は、記録媒体に複製する等の方法により提供するものとし、提供する際に画像個人情報提供記録表（様式第2）に記録して提供しなければならない。

(秘密の保持等)

第8条 管理責任者、取扱責任者及び画像に接触することのできる職員は、画像個人情報により知り得た情報を漏らし、及び不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者等は、防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ適正な処理をするものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されている防犯カメラについては、この要綱の規定に基づき管理及び運用がされなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1（第 5 条関係）

課長

管理責任者

防犯カメラ設置（変更・廃止）届

防犯カメラを設置（変更・廃止）するので、次の事項を届け出ます。

1	設置（変更・廃止）する施設等	
2	設置目的又は変更・廃止理由	
3	設置（変更・廃止）台数	
4	記録の保存期間	
5	記録媒体	
6	録画する装置の施錠の有無 ※無の場合は、容易に装置に接触 できないような措置について記入	
7	画像を表示する装置の有無	
8	画像を表示する装置の施錠の有無 ※無の場合は、容易に装置に接触 できないような措置について記入	
9	設置場所、撮影範囲及び掲示板の 位置	別添図面のとおり
10	設置（変更・廃止）日	
11	取扱責任者	

- ※ 設置する場合は、すべての事項を記入すること。
- ※ 9 の設置場所、撮影範囲及び掲示板の位置は、防犯カメラ、画像を表示する装置及び録画する装置の設置状況等が確認できる図面を添付すること。
- ※ 変更する場合は、変更した事項のみ記入すること。
- ※ 廃止する場合は、1、2、3 及び 10 について記入すること。

様式第2 (第7条関係)

画像個人情報提供記録表

[illegible]